

## 第2回総務経済常任委員会・厚生文教常任委員会 合同委員会会議記録

開 閉 会 日 時	令和3年11月10日（水曜）		10時15分 開会	
	休憩 11:20-30			
	12時12分 閉会			
	休憩時間： 0時間10分		会議時間： 1時間47分	
会議場所	役場3階 本会議場			
出席委員 氏 名	委員長 鈴木 健充	委員長 渡辺洋一郎	委員 広瀬 重雄	
	副委員長 中田智恵子	副委員長 黒田 栄継	委員 西尾 一則	
	委員 梶澤 幸治	委員 橋本 和仁	委員 常通 直人	
	委員 立川 美穂	委員 堀切 忠		
	委員 中村 和宏	委員 正村紀美子		
	委員 寺町 平一	委員 柴田 正博	議長 早苗 豊	
説 明 員	政策推進課長	石 田 哲	高齢者支援課長	坂口 勝己
	同課長補佐	佐々木雅之	同課長補佐	塚田 直子
	同政策調整係	村上 佳子	子育て支援課長	杉山ゆかり
	魅力創造課長	西田 昌樹	同発達支援センター長	有本 和晃
	同課長補佐	渡邊 浩二	商工労政課長	仲野 裕司
	都市経営課長	佐藤 季之	同課長補佐	中村 宗紀
	同都市経営係長	齋藤 錦	環境土木課長	橋本 直樹
	健康福祉課長	大野 邦彦	教育振興課長	有澤 勝昭
	同障がい福祉係長	矢野 貴士	同課長補佐	清末 有二
	同主査	林 早織	生涯学習課長	日下 勝祐
		同社会教育係長	村島志津佳	
参考人				
欠席委員 氏 名				
事務局職員	事務局長 安田 敦史	総務係長 佐藤 史彦	総務係主査 上田瑞紀	
<p>1 開 会 鈴木委員長が開会を告げ、事務局から委員会の日程について説明をする。</p> <p>2 議 件 (1) 調査事項 ア 公共施設等再配置構想について <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料 1-1～1-4</span></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長：担当課から説明を求める。</li> <li>・政策推進課長：令和4年度実行計画を踏まえた「公共施設等再配置構想」について、10月14日時点の状況を市街地（資料1-1及び1-2）及び農村地域（資料1-3及び1-4）別に整理した。詳細は、課長補佐から説明する。</li> <li>・政策推進課長補佐：資料説明（市街地、農村地域別に令和2年度版との変更点を説</li> </ul>				

明)。

- ・委員長：最初に、市街地に係る「資料1-1及び1-2」に対する質疑は？
- ・常通委員：今回の資料では、新たに「障がい者福祉活躍ゾーン（以下「福祉活躍ゾーン」という。）」が増えているが、ゾーンを設定する上での条件や定義はあるのか。
- ・政策推進課長：特に明確な条件、定義はない。ゾーンとは、特定区域における類似した用途の集積や誘導の設定である。
- ・常通委員：これまでのゾーン設定は、土地の区画レベルではなく、広範囲に及ぶ区域設定としてきた経過があるが、今回は限定された狭い区域の設定となっている。この区域をゾーンとした設定した理由は？
- ・政策推進課長：福祉活躍ゾーンにも多様な機能を集積させるイメージである。規模の設定（大小）に特段の決めはない。
- ・常通委員：所管委員会で説明を受けた「福祉活躍ゾーン」の区域と、今日、示された資料の大きなゾーニングとの「かい離」は何か？
- ・政策推進課長：ゾーン設定は、実際の土地利用想定区域と一致させるものではなく、イメージ・エリアとして設定するためである。
- ・常通委員：ゾーニングの期間設定の定義は？
- ・政策推進課長：他のゾーニングについても同様だが、期間の定めはないものの、頻繁に変更するものではない。
- ・常通委員：過去に記述のあった「ふれあいの居場所ゾーン」は、構想図からは消去されているが、この理由は？
- ・政策推進課長：「ふれあいの居場所ゾーン」は、芽小及び西小付近で（子どもセンター等の機能として）設定したものである。ゾーニングの概念は継続しているが、資料の構想図については、実行計画を前提としていることから、今後3年間における施設改修等の予定に限定しているものである。
- ・立川委員：保健福祉センターで機能する地域包括支援センターについて、スペース設定の想定は？
- ・健康福祉課長：2階の育児ネット部分あたりを想定している。
- ・立川委員：他の機能（社会福祉協議会等）も存在するが手狭にならないか？
- ・健康福祉課長：現段階で、支障ないものと考えている。
- ・正村委員：保健福祉センターについて、民間事業者の使用料については？
- ・健康福祉課長：根拠条例に基づいて取り扱う。
- ・正村委員：地域包括支援センターの施設利用期間の想定は？
- ・高齢者支援課長：3年間の契約を考えている。その後も継続の可能性が高い。
- ・正村委員：去る6月定例会議で「議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例」の改正があった。この改正では、重要な公の施設から「ふれあい交流館」が削除されたが、今後、長期にわたる民間の財産活用（使用許可・賃貸借）が想定されるのであれば、この条例のあり方や位置付けをどのように考えていくのか？
- ・健康福祉課長：個々の事案に応じた関係法令・例規に基づいて、適正に取り扱う考えである。

- ・正村委員：「福祉活躍ゾーン」における財産活用の使途が、取得当時（令和元年6月）の議会説明と異なるものであるが、取得先（財務事務所）との合意は整っているのか？
- ・健康福祉課長：担当課としては、取得時の考え方と変わっていない認識であり、国（財務事務所には）確認していない。
- ・商工労政課長：「福祉活躍ゾーン」に隣接する雇用促進住宅の担当課としては、国（財務事務所）に対して、財産取得時の申請内容（使途限定）と、今後の町の計画の解釈を確認した結果、支障ない見解を得ている。
- ・正村委員：雇用促進住宅は老朽化が著しいが、当該施設も同じ（福祉活躍という）用途で利用していく考えか？
- ・商工労政課長：雇用促進住宅の今後の活用については、町内関係企業等に対して、当初の目的である使途についてのニーズ調査の最中であり、この結果により計画を検討していきたい。
- ・正村委員：ゾーニングは土地一帯の利用である。雇用促進住宅の課題整理と他の用途（放課後等デイサービス等）を一体的に整理すべきでないのか？
- ・政策推進課長：一定区域内の土地（施設）利用が全て確定してからゾーニングを設定させるのではなく、実行計画に位置付けられた事業から土地利用を確定させてゾーニングを確立させる手法もある。
- ・健康福祉課長：「福祉活躍ゾーン」の構想は、財産取得当初に計画はなかったが、今日に至る間に事業の熟度が高まったものである。
- ・常通委員：当該用地はハザードマップで「浸水想定区域」に近い場所である。ゾーン設定に問題はないか？
- ・政策推進課長：浸水想定区域は、1,000年に1度の規模という区域設定であり、当該地は設定区域外であることから、ゾーン設定に支障はないと解する。
- ・常通委員：リスク管理の面から危惧するものであり、重要な要素として捉えていただきたいが、いかがか？
- ・健康福祉課長：ご意見を踏まえて、総合的に対応していきたい。
- ・常通委員：あえて、このエリアをゾーニングとして位置付けるのではなく、「障がい者の活躍の場」として土地利用を定義することで良いのではないのか？
- ・政策推進課長：冒頭説明したように、様々な機能を集積する土地として、ゾーンとして機能させていきたい考えである。
- ・正村委員：「福祉活躍ゾーン」は都市計画用途地域では第一種低層住居専用地域となっている。事業展開に伴って、今後、用途変更（都市計画変更）は想定されないのか？
- ・都市経営課長：今後、変更を要する場合は必要な事務手続きを経ることになるが、現時点で、その具体的な見込みはない。
- ・正村委員：実行計画に基づいた配置構想とすると、実際の土地利用は、まだ数年先と考えると良いのか？
- ・健康福祉課長：詳細については、随時、所管委員会で個別に説明をしていきたい。
- ・正村委員：車両センターと公園管理事務所について、進捗が見受けられないが、どう

なっているのか？

- ・環境土木課長：車両センターと公園管理事務所の移転先として調整しているのは、町有地ではなく東工業団地近郊の私有地である。それが一定程度整えば、構想として整理したい。
- ・委員長：他にないか？
- ・（質疑なし）
- ・委員長：次に農村地域に係る「資料1-3及び1-4」に対する質疑は？
- ・寺町委員：研修センター「かっこう」について、用途変更し普通財産とするようだが、その後の活用計画は？
- ・都市経営課長：現時点で具体的な目的を定めた使途は決まっていない。
- ・寺町委員：当該施設近郊の「ふるさと歴史館」は機能維持か？
- ・生涯学習課長：お見込みのとおりである。
- ・立川委員：2つの保育所解体とあるが、地域との協議は？民間事業者からのアプローチは？
- ・都市経営課長：地域協議は、地域集会施設への転用等について協議をした結果の解体。民間からの引き合いはない。
- ・黒田委員：「かっこう」について、普通財産から改めて行政財産に移管する可能性はないという捉えで良いか？
- ・都市経営課長：町の新たな課題への対応として、行政財産へ移管する活用もあり得る。
- ・黒田委員：昨年度からの検討経過は？財産の移管については、ある程度、町の課題を整理して恒久的な考えが必要ではないか？
- ・政策推進課長：全庁的に調査した結果、この結論に至った。
- ・魅力創造課長：ワーケーションの実証実験も行ったが課題が解決できず、活用を見送った。
- ・梶澤委員：「かっこう」の周辺施設のグラウンドは？
- ・生涯学習課長：すべて、普通財産に切り替えるものである。
- ・梶澤委員：地域の一定理解が前提となっているが、来年度以降の地域活動への活用は？
- ・都市経営課長：地域活動の要望については、一般と同様に、申請に基づき許可申請による対応となる。
- ・梶澤委員：仮に当該用地が企業等民間事業者に処分された場合は、（地域利用の）整理はいかがか？
- ・都市経営課長：学校跡地等は、賃貸実績はあるものの民間処分は実例がほぼない。仮にそうなるとしたら、事前に地域協議を密にする。
- ・梶澤委員：老朽化している建物修繕の見通しは？
- ・都市経営課長：老朽化と並行して、関連法令の改正等（消防法等）に抵触する場面もある。そのため、修繕以外に解体することも選択肢のひとつとなる。
- ・梶澤委員：バーベキューハウスは？地域コミュニティの場でもある。
- ・都市経営課長：グラウンド同様に普通財産となるので、根拠例規に基づいた手続きと

なる。

- ・委員長：他にないか？  
(質疑なし)
- ・委員長：以上で調査事項「ア」を終了する。

イ 第5期芽室町総合計画後期実施計画策定の進捗状況について 資料2-1~2-3

- ・委員長：担当課から説明を求める。
- ・政策推進課長：第5期芽室町総合計画後期実施計画（以下「後期計画」という。）策定に向けて、今後のスケジュール案、アンケート及び「めむろ未来ミーティング（以下「MMM」という。）」の結果（資料2-1、2-2）については課長補佐から、後期計画に向けた施策の検討（資料2-3）については商工労政課長から説明する。
- ・政策推進課長補佐：資料説明
- ・商工労政課長：資料説明
- ・政策推進課長：ただ今の説明にあつては、「基本構想」の見直しを要する事項もあり、場合によっては、議決事項となることが想定されることを申し添える。
- ・委員長：最初に、資料2-1、2-2について、意見・質疑はないか？
- ・立川委員：前回の合同委員会において、令和4年8月のパブコメ以降、再度、審議会での審議について意見したが、検討経過は？
- ・政策推進課長補佐：審議会の会長とは協議しているが、最終的に合意に至っていない。また、（令和4年）9月議会提案までの全体スケジュールを鑑みると、現時点では当初どおりのスケジュールとなっているものである。
- ・立川委員：パブコメの意義と目的を考えると、聴取した多様な意見の反映を丁寧にするべきと捉えるので、ぜひ、検討願いたい。
- ・政策推進課長補佐：パブコメの意見反映方法は、審議会開催により承認を得ることになる。
- ・立川委員：ホームページの構成も、何度も「クリック」しないと「パブコメ」にたどり着かない仕組みのため、意見聴取への広報には工夫が必要だが、その見解は？
- ・政策推進課長補佐：具体的なことに言及できないが、御意見を踏まえて検討する。
- ・梶澤委員：今後の議会への情報提供は？
- ・政策推進課長補佐：必要なタイミングで随時、提供したい。
- ・梶澤委員：必要な時とは？具体的に？
- ・政策推進課長補佐：素案の全体像が見えてきた時点を想定している。
- ・梶澤委員：来年の7月頃か？
- ・政策推進課長補佐：それ以前の来年3月頃。
- ・委員長：他にないか？
- ・(意見・質疑なし)
- ・委員長：次に、資料2-3について、意見・質疑はないか？
- ・橋本委員：「中心市街地活性化」が「まちなか再生」となる。トーンダウンのイメージがあるがなぜ？
- ・商工労政課長：言葉の定義としては、町として、広いエリアでの展開でトータル的な

姿勢を表すものである。

- ・橋本委員：商業者にとっては、「中心市街地」の響きはインパクトがあったが？
- ・商工労政課長：総合計画での表現は「まちなか再生」であり、商業振興策を後退させるものではない。
- ・梶澤委員：他のシートの提示は？
- ・政策推進課長：情報提供は可能であり、別途、調査をしていただければと考える。
- ・梶澤委員：空き店舗の課題調査について説明いただきたい。
- ・商工労政課長：平成30年度にアンケート調査をし、議会に結果の概要を説明した。その後、関係者・関係団体との意見交換を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により進んでいない状況である。
- ・梶澤委員：現状把握が重要である。空き店舗の所有者の将来展望として、売買、賃貸、改築等々、どう考えているのか？その意見確認は未実施ということか？
- ・商工労政課長：当時の意向調査では行っていない。現時点の取組みとしては、町に対する今後の協力姿勢を確認するレベルの調査で止まっている。
- ・梶澤委員：個別の意向が明確にならないと具現化できない。今後の取組みは？
- ・商工労政課長：この3年の変化は、コロナ等により様々であり、御指摘を踏まえて調査をしていきたい。
  - ・（意見・質疑なし）
- ・委員長：以上で調査事項「イ」を終了する。
  
- ・委員長：自由討議を諮る。最初に調査事項の「ア」について、意見はないか？
- ・正村委員：市街地の公共施設再配置構想については、個別事業の動きと全体の展望との一致が見えない。改めて、課題整理をして合同委員会で調査をしたい。
- ・委員長：他にないか？
- ・立川委員：合同委員会で調査する論点が明確に理解できていない。常任委員会で再度整理してから合同委員会の要否を検討してはいかがか？
- ・正村委員：両常任委員長に一任したい。
- ・（意見なし）
- ・委員長：それでは、両常任委員長で協議することで決定する。
- ・委員長：次に、調査事項の「イ」について、意見はないか？
- ・広瀬委員：議会への説明スケジュールについて、適宜、組み入れるよう意見する。
- ・委員長：他にないか？
- ・梶澤委員：同感である。所管委員会においても、後期計画に向けて調査すべき。委員会で検証すべきこと、町へ調査することを整理して取り組むべきと考えるがいかがか？
- ・委員長：第1回合同委員会（6月16日開催）でも同様の意見があり、その結果、令和4年2月までは両委員会で調査し、その結果を踏まえて合同委員会開催とすることになっているので、その決定に委ねることとする。異議ないか？
- ・（意見なし）
- ・委員長：それでは、このとおり決定する。

3 その他

(1) 次回委員会の開催日時について  
両常任委員長協議とする。

(2) その他  
委員、議長、事務局なし。

以上をもって、合同委員会を終了する。

傍聴者数	一般者	0名	報道関係者	名	議員	0名	合計	名
------	-----	----	-------	---	----	----	----	---

令和3年11月10日

総務経済常任委員会委員長 鈴木健充